

$$(1 \text{ } / \text{ } 2)$$

裏面もご覧下さい

埼玉運輸支局長

1. 本通知書は、再発行できませんので大切に保管して下さい。
(新規登録、輸出の届出等の際に必要になります。)
2. 本通知書の自動車を譲渡するときは、本通知書を譲受人に譲渡して下さい。

R114333

番 号 00947

登 録 識 別 情 報 等 通 知 書

(2 / 2)

自 動 車 登 録 番 号

車 台 番 号

F V 6 0 V J - 5 2 5 3 8 1

備 考

L
最大積載量欄中括弧内は第五輪荷重を、括弧外はけん引重量を示し、
車両総重量欄中括弧内は車両総重量を示す。
以下余白

R114333

令和 7 年 6 月 10 日

埼玉運輸支局長

裏面もご覧ください。